

産業廃棄物の適正処理のためのセルフチェックシート

「法」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、「令」：同施行令、「規」：同施行規則
 「条」：盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、「条規」：同規則

| 排出時 | |
|--|------|
| 1. 自社の事業活動から排出される廃棄物の発生工程と種類を書いてみましょう。 (例：建築物の解体によって発生する木くず、廃プラスチック類、金属くず … など) | |
| 2. 廃棄物該当性の判断及び廃棄物の分別を行っていますか？ | ○or× |
| (1) 各種判断要素（物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等）により、廃棄物該当性を総合的に判断していますか？ (法第2条第1項等) | |
| (2) 廃棄物の分別を下記の区分により行っていますか？ (法第2条第2, 4, 5項等) ①産業廃棄物と一般廃棄物、②産業廃棄物の種類ごと又は名称ごと、③特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物 | |
| 3. 産業廃棄物管理責任者を設置し、届出していますか？ (条第11条の2, 条規第10条の2) | ○or× |
| 一定の事業（建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、水道業）を営む事業者は、産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、 産業廃棄物管理責任者 を設置し、盛岡市に届出していますか？ | |
| 4. 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、届出していますか？ | ○or× |
| (1) 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、 特別管理産業廃棄物管理責任者 を設置し、盛岡市に届出していますか？ (法第12条の2第8項) (条規第10条の3) | |
| (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者は、資格を有していますか？ (法第12条の2第9項, 規第8条の17) | |
| 保管・記録 | |
| 1. 産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管は適正ですか？ (法第12条第2項, 規第8条) | ○or× |
| (1) 周囲に 囲い はありますか？ | |
| (2) 下記事項を記載した 掲示板 （縦・横60cm×60cm以上）はありますか？ ① 産業廃棄物の保管場所である旨 ② 産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨も記載） ③ 管理者の氏名又は名称及び連絡先 ④ 屋外で容器を用いずに保管する場合は最大積上げ高さ | |
| (3) 飛散・流出、地下浸透、悪臭、害虫発生防止措置 を講じていますか？ | |
| (4) 屋外で容器を用いずに保管する場合、 基準に適合した積上げ高さ となっていますか？ | |
| (5) 汚水が生じるおそれがある場合、公共水域等の汚染防止のために必要な 排水溝等の設置 をするとともに、 底面を不浸透材料で覆う措置 を講じていますか？ | |
| (6) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合、下記の措置を講じていますか？ ① 仕切り等 を設けて他のものと分ける ② 覆いや梱包等 による飛散流出防止 | |
| (7) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合、 仕切り等 を設けて他のものと分けていますか？ | |
| (8) 特別管理産業廃棄物を保管する場合、下記の措置を講じていますか？ (法第12条の2第2項, 規第8条の13) ① 仕切り等 を設けて他のものと分ける ② 種類に応じた措置 （高温・腐食・腐敗・飛散等の防止） | |
| 2. 事業場の外で保管する場合に事前に届出をしていますか？ (法第12条第3項, 規第8条の2) | ○or× |
| ※建設工事に伴い生じた廃棄物であって、事業場外の保管面積が300㎡以上の場合 | |
| 3. 屋外保管記録を実施していますか？ (条第21条の3, 条規第18条の3) | ○or× |
| (1) 屋外で一定の産業廃棄物を保管する場合は、あらかじめ保管しようとする土地における最大保管量の見込みを把握し、記録していますか？ | |
| (2) 最大保管量の見込みが下記のア～ウのいずれかに該当する事業者は、帳簿を備え、屋外に保管する産業廃棄物に関する事項を記載し、これを5年間保存していますか？ ア 廃油・廃酸・廃アルカリ・ばいじん 1t又は1㎡以上 イ 自動車用廃タイヤ 100本以上 ウ ア、イ以外の産業廃棄物 10t又は30㎡以上 | |

委託処理

| | |
|---|------|
| 1. 産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、委託基準に適合していますか？ (法第12条第5項、6項、令第6条の2) | ○or× |
| (1) 委託先は産廃処理業許可を有しており、委託する産業廃棄物の種類が事業範囲に含まれていますか？ (処理業許可証、現地確認等) | |
| (2) 特別管理産業廃棄物を委託する場合、あらかじめ種類や数量、注意事項等を文書で通知していますか？ (法第12条の2第6項、令第6条の6、規第8条の16) | |
| 2. 委託先の産廃処理業者が、廃棄物を適正に処理する能力を備えているか確認（適正処理能力確認）し、その結果を記録していますか？ (法第12条第7項) (条第21条の6、条規第18条の5) | ○or× |
| (1) 【運搬委託】 収集運搬車両、機材、容器、積替え保管施設 【処分委託】 処理施設、処理能力（埋立の場合は処分場の残余容量）、処理実績 | |
| (2) 1年を超えて同一業者に委託する場合は、1年以内に再度適正処理能力確認を行っていますか？ | |
| (3) 処分の状況を1年に1回以上実施に確認していますか？ | |
| (4) (1)、(2)の記録は、5年間保存していますか？ | |
| 3. 委託先の産廃処理業者と、委託契約を締結していますか？ (法第12条第6項、令第6条の2) | ○or× |
| (1) 委託契約は書面により行い、運搬業者と処分業者それぞれと直接契約していますか？ | |
| (2) 委託契約書には、下記の事項が記載されていますか？ (令第6条の2、規第8条の4、規第8条の4の2) | |
| ① 委託する産業廃棄物の種類、数量 | |
| ② 【運搬委託】 運搬の最終目的地の所在地 | |
| ③ 【処分委託】 処分場所の所在地、処分方法、施設の処理能力 | |
| ④ 【最終処分委託】 最終処分場所の所在地、処分方法、施設の処理能力 | |
| ⑤ 委託契約の有効期間 | |
| ⑥ 受託者に支払う料金 | |
| ⑦ 産業廃棄物処理業の事業範囲 | |
| ⑧ 【運搬委託】 受託者が積替え・保管を行う場合には、積替え・保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限 | |
| ⑨ 【安定型産業廃棄物の処理委託】 積替え・保管場所で、他の廃棄物と混合することの諾否等に関する事項 | |
| ⑩ 委託者の有する産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項に関する情報 | |
| イ 産業廃棄物の性状、荷姿に関する事項 | |
| ロ 保管状況下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項 | |
| ハ 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項 | |
| ニ 次の産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項 廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、 廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電機冷蔵庫、廃電機洗濯機 | |
| ホ 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 | |
| ヘ その他、産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項 | |
| ⑪ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項 | |
| ⑫ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項 | |
| ⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項 | |
| (3) 委託契約書に許可証等の写しが添付されていますか？ (令第6条の2、規第8条の4) | |
| (4) 委託契約書等は、契約終了の日から5年間保存していますか？ (令第6条の2、規第8条の4の3) | |
| (5) 再委託の承諾をしたときは、その写しを5年間保存していますか？ (令第6条の2、規第8条の4の4) | |
| その他 [法定事項ではありませんが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保するうえで重要な項目です] | ○or× |
| (委託先が、優良産業廃棄物処理業者や格付け認定業者であることを考慮していますか？) | |
| (委託内容について自ら決定しましたか？) | |
| (産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していますか？) ※適正な対価を負担していないときは、排出事業者が措置命令（法第19条の6）の対象となる場合があります | |
| (廃棄物データシート（WDS）を委託契約書に添付していますか？) | |

産業廃棄物管理票（紙マニフェストの場合）

| | |
|--|------|
| 1. 【廃棄物引渡し時】 マニフェストを適切に交付していますか？（法第12条の3，規第8条の20，21） | ○or× |
| (1) 産業廃棄物の種類ごと、及び運搬先ごとに交付していますか？ | |
| (2) 下記の事項がマニフェストに記載した事項と相違がないことを確認のうえ交付していますか？ ① 産業廃棄物の種類 ② 数量 ③ 受託者の氏名又は名称 ④ 中間処理業者にあつては省令の事項 | |
| (3) マニフェストには、下記の法定事項をすべて記載していますか？（規第8条の21） ① 交付年月日及び交付番号 ② 氏名又は名称及び住所 ③ 排出事業場の名称及び所在地 ④ 交付担当者の氏名 ⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所 ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地（積替え保管を行う場合は、積替え保管場所の所在地） ⑦ 荷姿 ⑧ 最終処分を行う場所の所在地 ⑨ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量 ⑩ 中間処理業者にあつては、省令に定める事項 | |
| (4) 交付したマニフェストの写し（A票）を保存していますか？（交付日から5年間） | |
| 2. 【処理終了後】 受託者から送付されたマニフェストを適切に処理していますか？（法第12条の3） | ○or× |
| (1) 期間内（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日、最終処分の場合は180日））に受託者からマニフェストの写しは返送されていますか？ | |
| (2) 運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことをマニフェストの写しで確認していますか？ | |
| (3) 送付されたマニフェストの写しに不審な点（虚偽記載等）がないか確認していますか？ | |
| (4) 送付されたマニフェストの写し（B2票，D票，E票（積替え保管がある場合はB4票，B6票も含む））を保存していますか？（送付を受けた日から5年間） | |
| (5) 期間内（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日，最終処分の場合は180日））にマニフェストの写しが返送されなかった場合，次の措置を講じていますか？ ① 速やかに運搬又は処分の状況を確認すること ② 生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じること ③ 期間の経過後30日以内に「措置内容等報告書」を盛岡市に提出すること | |
| (6) マニフェストは，定められた期限（送付を受けた日から5年間）保存していますか？ | |
| 3. 【毎年度】 マニフェストの交付状況を報告していますか？（法第12条の3） | ○or× |
| 前年度の産業廃棄物管理票の交付状況に係る「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を当該年度の6月30日までに盛岡市に提出していますか？ | |

産業廃棄物管理票（電子マニフェストの場合）

| | |
|--|------|
| 1. 【廃棄物引渡し時】 電子マニフェストを適切に交付していますか？（法第12条の5，規第8条の31の3） | ○or× |
| 速やかに（遅くとも引き渡し後3日以内に）情報処理センターへ登録していますか？ | |
| 2. 【処理終了後】 情報処理センターからの通知を適切に確認していますか？（法第12条の5） | ○or× |
| (1) 運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことを通知により確認していますか？ | |
| (2) 登録事項に不審な点（虚偽記載等）がないか確認していますか？ | |
| (3) 期間内（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日，最終処分の場合は180日））に運搬又は処分終了の報告が登録されていない旨，情報処理センターから通知を受けた場合，次の措置を講じていますか？ ① 速やかに運搬又は処分の状況を確認すること ② 生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じること ③ 期間の経過後30日以内に「措置内容等報告書」を盛岡市に提出すること | |

定期報告等

| | |
|---|------|
| 1. 【多量排出事業者】 産業廃棄物の発生量が 1,000 t 以上の事業者 特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上の事業者 | ○or× |
| (1) (特別管理) 産業廃棄物処理計画書 (法第 12 条第 9 項, 規第 8 条の 4 の 5) (法第 12 条の 2 第 10 項, 規第 8 条の 17 の 2) 前年度に多量排出事業者該当した場合, 6 月 30 日までに, 盛岡市に計画書を提出していますか? | |
| (2) (特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第 12 条第 10 項, 規第 8 条の 4 の 6) (法第 12 条の 2 第 11 項, 規第 8 条の 17 の 3) (1) の計画書を提出した翌年度の 6 月 30 日までに, 盛岡市に当該計画の実施状況を報告していますか? | |
| 2. 【準多量排出事業者】 産業廃棄物の発生量が 500 t 以上 1,000 t 未満の事業者 | ○or× |
| (1) 産業廃棄物処理計画書 (条第 10 条の 2 第 1 項, 条規第 9 条の 4) 前年度に多量排出事業者該当した場合, 6 月 30 日までに, 盛岡市に計画書を提出していますか? | |
| (2) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (条第 10 条の 2 第 3 項, 条規第 9 条の 5) (1) の計画書を提出した翌年度の 6 月 30 日までに, 盛岡市に当該計画の実施状況を報告していますか? | |
| 3. 自らの事業活動によって生じた廃棄物を処理するために, 法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者 | ○or× |
| 産業廃棄物処理実績報告書 (条規第 18 条の 15) 毎年度の 6 月 30 日までに, 前年度 1 年間の当該事業場における産業廃棄物の処理実績を取りまとめ, 盛岡市に報告書を提出していますか? | |
| 4. 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者 | ○or× |
| 特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (条規第 18 条の 15) 毎年度の 6 月 30 日までに, 前年度 1 年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理実績を取りまとめ, 盛岡市に報告書を提出していますか? (※PCB 廃棄物保管事業者は, 別途盛岡市に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律」に基づく届出が必要です。) | |
| 自ら処理 | |
| 1. 【運搬時】 自ら産業廃棄物の収集運搬を行う場合, 適切に処理を行っていますか? | ○or× |
| (特別管理) 産業廃棄物処分基準を遵守していますか? (法第 12 条第 1 項, 令第 6 条第 1 項第 1 号等) | |
| 2. 【処分時】 自ら産業廃棄物の処分を行う場合, 適切に処理を行っていますか? | ○or× |
| (1) (特別管理) 産業廃棄物処分基準を遵守していますか? (法第 12 条第 1 項, 令第 6 条第 1 項第 2 号等) | |
| (2) 産業廃棄物処理施設 (令第 7 条に定めるもの) を設置しようとする場合, 法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていますか? (法第 15 条第 1 項, 令第 7 条) | |
| (3) (2) の許可を受けている場合, 産業廃棄物処理責任者を設置していますか? (法第 12 条第 8 項) | |
| 3. 自ら処理に関する帳簿を作製していますか? (法第 12 条第 13 項, 法第 12 条の 2 第 14 項等) | ○or× |
| 以下のいずれかに該当する場合, 帳簿を備え, 決められた事項を記載し, 5 年間保存していますか? ① 焼却施設 ② 法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設 ③ 排出事業場外で自ら処分又は再生 ④ 特別管理産業廃棄物を自ら運搬又は処分 | |

【お問合せ先・報告書等提出先】 盛岡市環境部廃棄物対策課指導係

020-8531 盛岡市若園町 2 番 18 号 盛岡市役所若園町分庁舎 3 階

電話番号 019-626-7573 FAX 番号 019-626-4153 E-mail haitai@city.morioka.iwate.jp